【QA】

Q. サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合のサイバーインシデントの報告は、具体的にどのように実施したらよいか。

A. 取組の範囲にかかわらず、サイバー攻撃を受けた、又は受けたおそれがある場合は、電子メールにより所管省庁へ①速やかに速報（DDoS 攻撃事案は認知後に可能なかぎり速やかに、ランサムウェア事案やその他サイバー攻撃事案は認知した日から 3～5 日以内に）、②３０日以内に詳報を提出してください。

インシデント報告様式は内閣官房国家サイバー統括室 HP（官民連携関連 - 国家サイバー統括室）に掲載している様式を利用してください。

なお、①速報・②詳報ともに、報告時点で記入可能な項目を記載することとし、不明箇所は空白で構いません。

【提出先】　国土交通省海事局船舶産業課
（Mail：hqt-senpaku-keizaianpo@gxb.mlit.go.jp、TEL：03-5253-8634）